（総務部の所掌事務）

第五十八条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十三　（略）

２　第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部総務部は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（会計管理官）

第六十三条の三　総務部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。）に、それぞれ会計管理官一人を置く。

２　（略）

（総務部に置く課）

第六十五条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

人事課

厚生課

情報通信課

経理課（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。）

補給課（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。）

（厚生課の所掌事務）

第六十八条　厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　職員に貸与する宿舎に関すること（経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部にあっては、経理課）の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（国際刑事課の所掌事務）

第八十一条の三　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。

イ～ハ　（略）

ニ　覚醒剤取締法

ホ～ヲ　（略）

二～六　（略）

別表第七（航空基地）（第百十九条関係）

名称	位置
（略）	（略）
第七管区海上保安本部北九州航空基地	福岡県京都郡苅田町
（略）	（略）

（総務部の所掌事務）

第五十八条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十三　（略）

２　第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部総務部は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（会計管理官）

第六十三条の三　総務部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部に限る。）に、それぞれ会計管理官一人を置く。

２　（略）

（総務部に置く課）

第六十五条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

人事課

厚生課

情報通信課

経理課（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部に限る。）

補給課（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部に限る。）

（厚生課の所掌事務）

第六十八条　厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　職員に貸与する宿舎に関すること（経理補給部（第四本部、第八本部、第九本部及び第十本部にあっては、経理課）の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（国際刑事課の所掌事務）

第八十一条の三　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。

イ～ハ　（略）

ニ　覚せい剤取締法

ホ～ヲ　（略）

二～六　（略）

別表第七（航空基地）（第百十九条関係）

名称	位置
（略）	（略）
第七管区海上保安本部福岡航空基地	福岡市
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。